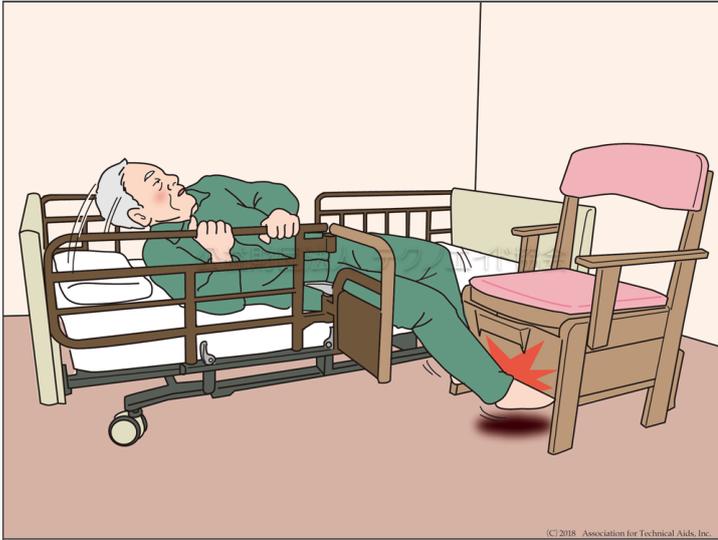


Case : 347

ポータブルトイレの蹴込みに足をひっかけて起き上がり、下腿前面をけがしそうになる

場面の説明

起き上がり動作をポータブルトイレ前面の蹴込みに足を引っ掛け、てこにして行っていた。



利用シーン	 起居・就寝
主な利用場所	 寝室
介護保険の種目	 腰掛便座
分類コード (CCTA95)	091203 (ポータブルトイレ)
介護テクノロジー	—
二次元バーコード	

解説

脊柱の拘縮による可動制限がある人が行う代償的なテコによる起き上がり動作です。反動をつけて起き上がろうとする場合が少なくないので、下腿前面のケガにつながるものが推測されます。反動を使った起き上がりは、頸椎等に悪影響を及ぼすこともあるので、電動ベッドの背上げ機能を活用する起き上がり方法を指導しましょう。

参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

- 人：寝返りからの起き上がりが困難な身体状況があった
- モノ：ポータブルトイレの蹴込みが代償に使いやすかった
- モノ：電動ベッドの背上げ機能が使えていなかった

日付：	所属：	氏名：
-----	-----	-----

Case : 347

ポータブルトイレの蹴込みに脚をひっかけて起き上がり、下腿前面をけがしそうになる

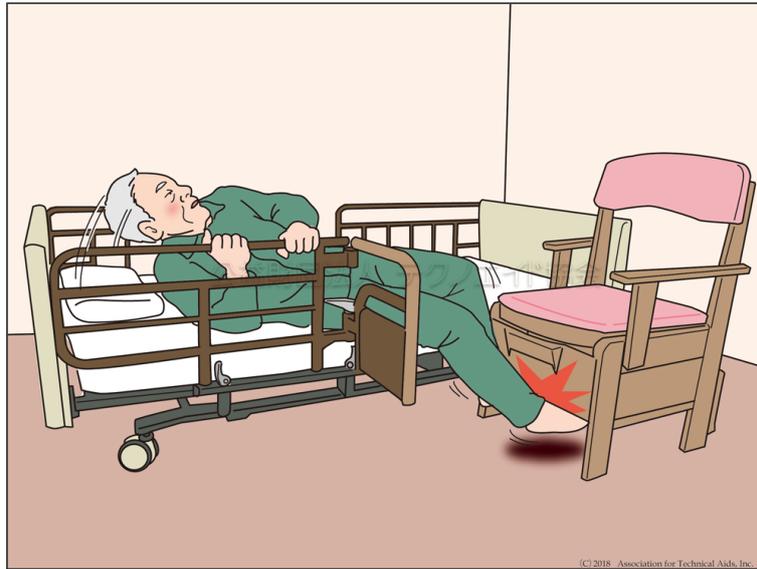
事例詳細



回答前に見ないこと

場面の説明

起き上がり動作をポータブルトイレ前面の蹴込みに足を引っ掛け、てこにして行っていた。



どのような要因が考えられますか？	どのような対策が必要でしょうか？
人（本人・介護者・関係者）の要因	
モノ（福祉用具）の要因	
環境の要因	
管理の要因	

メモ